

第 7 3 5 回

東京都青少年健全育成審議会

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和 4 年 4 月 11 日（月）

【出席委員】

清宮	眞知子	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
宮原	恵子	委員
井門	明洋	委員
田の上	いくこ	委員
土屋	みわ	委員
藤井	あきら	委員
松田	りゅうすけ	委員
柳川	雅彦	委員
大宮	由紀枝	委員
小澤	さおり	委員
小室	明子	委員
新倉	吉和	委員
松崎	真理子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	米今	俊信
若年支援課長	下出	享克

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内します。本日でございますが、報道関係者はゼロ、傍聴人は 6 人となっております。傍聴人を今、案内してございます。

< 傍聴人入室 >

○若年支援課長 それでは審議会を始めさせていただきます。初めに委員の交代についてでございます。第 4 号関係行政機関の職員の亀田委員の後任として、東京法務局人権擁護部長、大宮委員でございます。よろしくお願いいたします。

同じく、第 4 号関係行政機関の職員の横山委員の後任として、警視庁生活安全部少年非行対策官、古畑委員でございますが、本日欠席との連絡をいただいております。

続きまして、第 5 号東京都の職員の加藤委員の後任として、東京都生活文化スポーツ局都民全推進部長、小室委員でございます。よろしくお願いいたします。

同じく、第 5 号東京都の職員の新内委員の後任として、東京都福祉保健局児童相談センター次長、新倉委員でございます。よろしくお願いいたします。

同じく、第 5 号東京都の職員の高島委員の後任として、東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課統括指導主事、松崎委員でございます。よろしくお願いいたします。

現在ご出席いただいております委員の方は 17 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。それでは会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 ただ今から「第 735 回東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。今日から新しい委員の方もお迎えいたしました。新年度のスタートでございます。委員の皆さま、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

議事の 2 「条例に基づく事務の施行経過」について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の 3 月 10 日から 4 月 10 日までに実施いたしました

本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については1誌を指定図書類とすることを決定いたしました。

3月15日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、3月16日に告示いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に「ファミリールール講座」を合計4回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、4月6日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聴き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

2ページには過去1年間の不健全図書類の指定実績を、3ページには過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の3月分の活動状況でございます。3月までに委嘱しております協力員は780名です。3月の活動者数は114名、調査店舗数は682店舗でございました。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類「不健全指定図書類」、成人向けなどの成人マーク付きの図書類の「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで、青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類です。

この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

まず、不健全指定図書類につきましては、問題のある店舗はございませんでした。

また、表示図書類につきましては、区分陳列が行われていない店舗が3店舗、類似図書類につきましては、区分陳列が行われていない店舗が1店舗ございました。

また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が3店舗ございました。

なお、不健全図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

5ページをご覧いただきたいと存じます。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。1番目の表、書店等への立入調査では、表示図書類の取り扱い不適切が1店舗ございました。2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取り扱い不適切が2店舗ありました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査及び4番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。問題のあった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

6ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況についてですが、先月と変動はございません。自動販売機立入調査については、6台調査を行い、問題のあるものはございませんでした。

事務の施行経過については以上でございます。

○会長 説明ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

<傍聴人退室>

○会長 それでは、再開いたします。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまのお手元の資料のうち「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。「調査・審議事項」と記

載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。

諮問第1166号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。「諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧」でございます。こちらに記載されました図書類は、令和4年3月1日から令和4年3月29日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました、計103誌のうちから、7ページ、8ページに記載してございます、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

作品名は「Charles Comics No.205 主任のエロさ、コンプラ違反です！」令和4年4月15日に株式会社メディアソフトより発行されております。過去1年間の指定は1回です。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、「著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの」でございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、4月6日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページに取りまとめてございます。3ページをご覧いただきたいと存じます。計14名の方からご意見を伺っております。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が8名です。その主な内容は、「性器は白抜きで処理されているものの、形状が判別できる。また、体液描写が異常に多く、擬音も多い。結合部に寄った絵や、局部のアップなど、ことさら性器を見せるようなアングルが多く、卑わい感がある。指定該当」などがございます。「指定非該当」の方は4名で、その主な内容は、「軽いタッチのオフィスラブ。性的行為の描写は多いが、露骨で卑わいとまでは感じない。性器修整もされており、人格を否定する性的行為を容易に連想させるとも言い難く、指定非該当」などがございます。なお、保留の方が2名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご質問等ございますか。それでは、ないようですので調査に入っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

< 図書審査 >

それでは、図書をご覧いただけたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。C委員お願いいたします。

○C委員 はい。この作品は絵の描き方はとてもきれいですけれども、性器は白抜きにしてあるものの形状がはっきりと分かり、性行為の場面とか体液描写の場面が極めて多く、卑わい感が助長されていると思います。青少年が安易に手にして読めるものとしては好ましくないことから、指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次にB委員お願いいたします。

○B委員 はい。性器が白抜きになっていまして、より形が分かりやすく、白抜きになっているがために、より卑わい感を増長しているようですので、指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次に小澤委員お願いいたします。

○小澤委員 はい。指定該当と考えております。性交の場面が多く、体液、擬音の描写も多く、卑わい感を拭えないので、指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。次にI委員お願いいたします。

○I委員 私は保留でお願いいたします。ストーリー自体は問題ないとは思いますが、この表表紙をめくったところの作者のコメントなどを考えると、青少年に悪影響を与えるかどうか判断がつかないというところで、保留でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。次にK委員お願いいたします。

○K委員 はい。これは作者も自ら記しており、裏にも表記してありますように、ウェブ配信したものを7作にまとめて1冊にしたものです。作者は、「エッチな黒瀬さんを描けるように頑張りました。楽しんでいただけますように」とも記しています。

「エッチな黒瀬さん」というのは上司のことで、この上司と桜木さんという部下の関係が、1話から7話までのストーリーになっているわけですが、問題は、作者

が、このエッチな上司を描くために描写したシーンの数々です。上司と部下という関係で、男同士のセックスの大胆な描写、体液、あるいは擬音、擬態も含めての全体の描写が執拗に繰り返されています。これを青少年に見せてよいかどうかと言われた場合、上司と部下という人間関係にある二人の繰り返しのセックスシーン、それが極めて大胆に描写されている、この点からやはり指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。次にE委員お願いいたします。

○E委員 はい。私も今回は指定該当かなと思っております。2ページの該当指定基準は施行規則第15条第1項第1号イ・ロということでありまして、自主規制団体からの指摘の中でも、下から2番目ですかね、「性的行為を露骨に描写し卑わいな感じを与えるかどうか論点」ということでありまして、私もそのとおりかなと思っております。この規則の部分で、前半を受けて卑わいな感じを与えるかどうかというところが論点かと思いますが、この本に関しましては、かなり性的な描写が多いということ、また、性器の消しも白抜きはしてあるものの、形状がよく分かるであったりとか、体液の描写であったりとか、さまざまな面から、卑わい感はどうしても拭えないものであると考えております。

一方で、この配られている資料の5ページのところの不健全な図書類等の指定というところで、「青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの」という価値判断ができるかどうかに関しては議論の余地はあるかなとは思っている、指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次にF委員お願いいたします。

○F委員 はい。指定該当でお願いいたします。多くの方がおっしゃられたように私も、全体的に性交シーンが多いことと、体液描写や擬音も多く、卑わい感は拭えない作品なのかなと思います。青少年には好ましくないという判断ができると思います。指定該当でお願いします。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次に小室委員お願いいたします。

○小室委員 はい。指定該当でお願いいたします。全体として性行為の描写が非常に露骨で回数が多いということ、それから体液、擬音の描写も多いと。局部は、白抜き処理はされているものの、形状が判別できるということで、青少年には好ましく

ないと考えます。

○会長 はい。ありがとうございました。次にJ委員お願いします。

○J委員 性器が白抜きされていて、男性器の形状が露骨に見える性的シーンが多いと思います。体液とか擬音の描写も多く、卑わい感を与えると。自主規制団体の意見で非該当と言っている理由の中に擬音、体液が若干多いとありますが、この付箋を見れば分かりますけれども、多過ぎます。指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。次に新倉委員お願いいたします。

○新倉委員 はい。指定該当でお願いしたいと思います。性的行為の描写が多く、また体液、擬音の描写も多いということで、卑わいな感じを与えると感じました。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。次にH委員お願いいたします。

○H委員 はい。自主規制団体の方からの結果では4名の方が指定非該当とされているので、どのようなものかと思ひまして読ませていただきました。人格否定もないし、暴力的な描写もない。そしてストーリー性もあって、純愛なところもあるとは思っておりますが、このタイトルであるとか、あと作者の方が目指しているところで、エッチな黒瀬さんを描けるようにということで、卑わい感を醸し出すように作られているのかなと思っております。

そしてまた、描写としては精液の、体液の描写というのが非常に多かったように思います。それから私が気になったのが、アプリを通じて出会うんですけども、その中で、すぐそのまま性交できるというものを選べるというような形になっており、青少年から見たら、あまりよろしくないのかなと思っております。このまま書店に置くというよりは、区分陳列をしていただきたいと思います。

○会長 はい。ありがとうございました。次にG委員お願いいたします。

○G委員 はい。性行為の描写で男性器が白抜きながら逆に形状がはっきり分かっ
てしまい、行為が全て明らかに分かってしまうということと、体液描写が大変激しい
ということで、指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。次に大宮委員お願いいたします。

○大宮委員 はい。人格否定はございませんけれども、性的行為が露骨に描写されて

いるのと回数が多いという点で、指定該当と考えました。

○会長 はい。ありがとうございました。次にD委員お願いいたします。

○D委員 はい。私、今、審議会に9回目の参加になりまして、また新年度に当たるというところで改めて、この青少年の健全な育成についてで、そこに書いてありますけども、卑わいな感じというのはどこで線引きをするのかというのは、やっぱり引き続き難しい問題だなとは感じています。

本日も自主規制団体で言うと、約4割強の方が保留や非該当である中で、審議会のご意見と大きく本年度もかけ離れてしまっているのかなと。そこが自主規制団体の役割を果たしていないのか、又は、この審議会自体が表現を少し抑圧し過ぎているのではないかと考えたときに、私は少し後者だなという思いを持っています。今回の作品については、私は非該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。次にA委員お願いいたします。

○A委員 はい。私は指定該当と判断いたします。以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。次に松崎委員お願いいたします。

○松崎委員 はい。指定該当でお願いいたします。内容を見ますと、部下と上司の関係性をコミカルに描いたストーリーとして描いており、人格否定があるというものではございませんが、性的描写が非常に過激でありまして、体液、擬音の描写も多く、卑わいであると。青少年にとっては性的刺激を強く受ける、影響を受ける、そういったものであると判断いたしました。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。それでは最後に私ですが、私も指定該当、区分陳列でお願いしたいと思います。若干のストーリーはありますけれども、全編ほとんどが露骨な性行為シーンで、また体液描写等も含め、局部をかなりアップに描いている露骨なシーンが多かったと思います。青少年にはふさわしくないと思います。

それでは、以上で皆さまの意見を伺いまして、保留の方、非該当の方もいらっしゃいますが、大多数は指定該当ですので、それで答申をまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

< 「はい」 の声あり >

○会長 はい、ありがとうございます。

では、以上で調査・審議事項は終わりになりますが、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

○若年支援課長 はい。都民の申出につきましては、3月はございませんでした。また、次回審議会に諮問予定の映画はございません。

事務局からは以上でございます。

○会長 本日の調査・審議事項はこれで終わりになりますが、ここの段階で何か全体を通して質問ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

では調査・審議事項を終了といたします。傍聴人の方が再入室されるため、図書名が分かる資料はしまっていたきたいと思います。

<傍聴人入室>

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局から説明をお願いします。

○若年支援課長 まず本日の審議ですが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する、不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

告示予定日は、令和4年4月15日金曜日、プレス発表は告示日前日の令和4年4月14日木曜日となります。告示日若しくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和4年5月16日月曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。委員の皆さま、ありがとうございました。

午後4時16分閉会